

旭市訪問・通所型サービス B 事業補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 3 1 日

旭市告示第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、旭市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 2 8 年旭市告示第 4 6 号）第 3 条第 1 号アに規定するサービス事業のうち訪問型サービス B 事業（以下「訪問型サービス B」という。）又は同号イに規定するサービス事業のうち通所型サービス B 事業（以下「通所型サービス B」という。）を行う者に対して、その活動を支援するために予算の範囲内において旭市訪問・通所型サービス B 事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 2 7 年厚生労働省告示第 1 9 6 号）において使用する用語の例による。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 訪問型サービス B

ア 要介護者若しくは要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）の居宅において、その者に係る介護予防サービス計画等（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより作成される計画をいう。）に位置付けられた訪問型サービス B を提供するものであること。

イ 介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項各号に掲げ

る基準を遵守して行われるものであること。

ウ 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と連携して行われるものであること。

エ 訪問型サービス B の提供に必要な設備・備品を有して行われるものであること。

オ 代表者を定めるほか、必要な従事者を配置して行われるものであること。

(2) 通所型サービス B

ア 介護予防のための体操、レクリエーション等の機会の提供、介護予防講話その他の教養講座、利用者同士の交流の場の開催等による日中の居場所づくりを行うものであること。

イ 要支援者等を中心に介護予防サービスを提供するものであること。

ウ 提供時間は、1 回当たりおおむね 90 分以上であること。

エ おおむね週 1 回以上同一の曜日に開催するなど、定期的に開催するものであること。

オ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項各号に掲げる基準を遵守して行われるものであること。

カ 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と連携して行われるものであること。

キ 事業の実施に必要な設備・備品を有して行われるものであること。

ク 代表者を定めるほか、必要な従事者を配置して行われるものであること。

2 補助対象事業を行う者は、当該事業の利用者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用を請求することができる。

(1) 訪問型サービス B 利用料及びサービスの提供に係る実費

(2) 通所型サービス B サービスの提供に係る実費

(補助対象団体)

第 4 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）

は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

(1) 市内に所在し、又は拠点を置く団体であること。

(2) 次のいずれかに該当する団体であること。

ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

イ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

ウ 旭市行政連絡事務委託要綱（平成 18 年旭市告示第 89 号）別表第 1 に掲げる区又は同要綱別表第 2 に掲げる自治会

エ 地域住民が主体となり地域に根ざした活動を行っている団体

オ その他市長が適当と認める団体

(3) 自主的及び自発的に第 3 条の補助対象事業を遂行できる団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制下にあるとき。

(2) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体であるとき。

(3) 国、地方公共団体その他これに準ずる機関からこの要綱に基づく補助金と同様の補助金を受けているとき。

（補助対象経費等）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費、内容及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象事業を立ち上げるために必要な経費に係る補助金は、補助対象事業の開始年度に限り交付する。

3 補助金の額は、別表に定める補助金の額と実際に支出した補助対象経費の合計額とを比較して、いずれか少ない額とする。

4 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、旭市訪問・通所型サービス B 事業補助金交付申請

書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書（第 2 号様式）
- (2) 事業計画書（第 3 号様式）
- (3) 収支予算書（第 4 号様式）
- (4) 団体の構成員の名簿
- (5) 事業の実施に係る参考資料
（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る事業の内容を審査のうえ補助金を交付することの可否を決定し、旭市訪問・通所型サービス B 事業補助金交付決定（却下）通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第 8 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止するときは、速やかに旭市訪問・通所型サービス B 事業変更（中止・廃止）承認申請書（第 6 号様式）に、第 6 条各号に掲げる書類のうち内容に変更があったものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、旭市訪問・通所型サービス B 事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（第 7 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 交付決定者は、交付決定事業が完了し、又は交付決定事業の全部を中止し、若しくは廃止したときは、当該日の翌日から起算して 10 日以内に旭市訪問・通所型サービス B 事業実績報告書（第 8 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施内容報告書（第 9 号様式）
- (2) 月別利用状況（第 10 号様式）
- (3) 収支決算書（第 11 号様式）
- (4) 領収書等の収支状況が確認できる書類

- (5) 事業利用者名簿
- (6) 記録写真等事業の実施状況が確認できるもの
(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、旭市訪問・通所型サービス B 事業補助金交付額確定通知書（第 12 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、旭市訪問・通所型サービス B 事業補助金交付請求書（第 13 号様式）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の概算払請求)

第 12 条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、旭市訪問・通所型サービス B 事業補助金概算払請求書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象事業	経費	内容	補助金の額
訪問型サービス B 通所型サービス B	事業の運営に必要な経費	外部講師謝礼等	経費の合計額とし、20 万円を上限とする。
		消耗品費、印刷製本費、光熱水費等	
		郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等	
		土地・建物賃借料、車両借上料、会場使用料、機材借上料等	

		その他市長が必要と認める経費	
	事業の立上げに必要な経費（補助対象事業の開始年度に限る。）	備品購入費、建物の改修に要する経費等	経費の合計額とし、１０万円を上限とする。